

# 日光市における地域包括ケアシステムに関する推進体制

役割	各種会議	目的・所掌事項・主催者・参加者等	備考
市レベル ○評価 ○政策形成	<p><b>「地域包括支援センター運営協議会」</b>            (日光市介護保険運営協議会・地域密着型サービス運営協議会兼務)            ●前年度事業報告            ●今年度事業計画報告            ●地域包括支援センター評価 など</p> <p><b>「地域ケア推進会議」</b>            ●地域包括ケアに関すること            ●市レベルのネットワーク構築            ●政策形成            ●取り組み評価 など</p>	<p>地域包括支援センター運営協議会</p> <p>〈目的〉支援センターの設置、運営の評価等に関すること、地域における介護保険以外のサービス等との連携体制の構築、地域包括支援業務を支える地域資源の開発その他の地域包括ケアに関する調査・研究</p> <p>〈主催者〉市（高齢福祉課）            〈参加者〉職能団体、介護保険事業者、医療機関、地域団体、介護保険被保険者等</p> <p>地域ケア推進会議</p> <p>〈目的〉地域包括支援ネットワークの構築、個別事案に共通する地域の課題、地域の実情に応じて必要と認められる資源開発及び地域づくり、地域の課題の分析及び検証並びに必要な施策の立案及び提言に関すること等</p> <p>〈主催者〉市（高齢福祉課地域包括支援センター）            〈参加者〉職能団体、介護保険事業者、医療機関、地域団体等</p>	<p>※日光市介護保険条例 2 条に基づく会議</p> <p>※介護保険法 115 条の 48 に基づく会議</p> <p>※同法により個人情報保護義務あり</p>
圏域レベル ○ネットワーク構築 ○地域づくり・資源開発	<p><b>「日常生活圏域ケア会議」</b>            ●個別支援ケースの情報共有・支援方針の検討            ●関係機関への連絡調整            ●日常生活圏域の地域課題の把握 など</p>	<p>日常生活圏域ケア会議</p> <p>〈所掌事項〉地域包括支援ネットワーク、個別事案に共通する地域の課題、地域の実情に応じて必要と認められる資源開発及び地域づくりに関すること等</p> <p>〈主催者〉地域型地域包括支援センター            〈参加者〉健康課（地区担当保健師）、日光市障がい者相談支援センター相談支援専門員、生活支援コーディネーター（日光市社会福祉協議会コミュニティソーシャルワーカー兼務）、生活困窮者自立支援自立支援事業相談員等</p>	<p>※介護保険法 115 条の 48 に基づく会議</p> <p>※同法により個人情報保護義務あり</p>
個別レベル ○地域課題発見 ○ネットワーク構築 ○個別課題解決	<p><b>「自宅でくらす会議」</b>            ●具体的取り組みの検討・実施            ●情報共有            ●ネットワーク構築 など</p> <p><b>「ケアマネジメント支援会議」</b>            ●介護支援専門員のケアマネジメント支援            ●自立に資するケアプランの作成            ●基準回数を超えた訪問介護を実施する場合のケアプランの検討 など</p> <p>※必要に応じて</p> <p>個別支援 個別支援 個別支援 個別支援 個別支援 個別支援</p>	<p>自宅でくらす会議</p> <p>〈所掌事項〉高齢者等の個別事案の支援内容、地域包括支援ネットワークの構築、個別事案に共通する地域の課題に関すること等</p> <p>〈主催者〉地域型地域包括支援センター            〈参加者〉本人・家族等、地域住民等支援者、担当ケアマネジャー、介護保険事業者、生活支援コーディネーター（日光市社会福祉協議会コミュニティソーシャルワーカー兼務）、日常生活支援事業担当者（あすてらすにっこう）、民生委員、生活困窮者自立支援自立支援事業相談員等</p> <p>ケアマネジメント支援会議</p> <p>〈所掌事項〉高齢者の個別事案の支援内容、介護支援専門員等に対するケアマネジメントの支援、地域包括支援ネットワークの構築、個別事案に共通する地域の課題に関すること等</p> <p>〈主催者〉市（高齢福祉課地域包括支援センター）            〈参加者〉医療・介護・福祉における専門職、地域型地域包括支援センター、担当ケアマネジャー、生活支援コーディネーター（日光市社会福祉協議会コミュニティソーシャルワーカー兼務）等</p>	<p>※自宅でくらす会議及びケアマネジメント支援会議は、介護保険法 115 条の 48 に基づく会議</p> <p>※同法により個人情報保護義務あり</p>